

会 議 録

会 議 名	第9回東浦町景観計画検討委員会	
開 催 日 時	平成27年9月24日(木) 午後6時00分から午後9時30分まで	
開 催 場 所	緒川コミュニティセンター2階 講義室	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、久米弘氏(副委員長) 梶川幸夫氏、成田盛雄氏、出村嘉史氏 竹田正巳氏、久米義金氏、万木和広氏 青山佳子氏 風間一氏(代理：志賀雅樹氏、オブザーバー)
	事務局	神谷町長、近藤建設部長、服部建設部次長 久米都市整備課長、鈴木課長補佐、 岡本都市計画係長、工藤主事 ㈱国際開発コンサルタント 大森、森下、山口
議 題 (公開又は非公開の別)	計画書(案)について(公開) ガイドラインの基本的方針について	
傍聴者の数	6名	
検 討 内 容 (概 要)	議題の検討内容については、別紙のとおり	
備 考		

審議内容

【町長挨拶】

事務局：（建設部都市整備課長より挨拶）

町長：（挨拶）

事務局：（会議中における注意点及び配布書類の確認）

委員長：（挨拶及び開会の言葉）

大学は授業がない期間なので、金沢を始め国内や、中国、アメリカのニューヨーク、ピッツバーグなどを視察しました。

その地域がその地域として次につなげていくことが大切だと実感しました。

これは自然にできるものではないので、そこで生活する住民、行政、専門家が本気になって一生懸命時間をかけて取り組み、他のまちとは違う魅力的な町になるように景観計画として実行できるようにしたいと思います。

それから、前回の委員会で保留になった内容として、行為の制限に関する事項を考えて報告することとしました。

届出対象行為と景観形成基準について一部の委員と事務局で4回程打合せを行い、かなりの時間をかけて内容を検討しました。その結果として本日の案を作成しておりますので、よく見ていただいて意見を出していただきたいと思います。

【第8回委員会での議論の内容について】

事務局：（第8回検討委員会の確認事項一覧について説明）

委員長： 確認事項で、意見等あれば発言をお願いします。

委員： 屋外広告物について。県で作成している「手引き」には、屋外広告物は原則として届出対象行為としない、としているので、その点が気になります。

委員長： 屋外広告物が景観に与える影響は大きいので、景観計画に記述することで効果も大きいと思われるが、確かに扱い方には各論あると思われます。

事務局： 今後のスケジュールについて補足します。10月に議会説明、11月にパブリックコメントを予定しています。

【景観形成基準案について】

コンサル： 前回の資料から変わった点について説明いたします。景観という言葉自体

が一般の住民にとって馴染みのないものですので、まず第1章の冒頭に景観まちづくりとは何かという事、景観まちづくりを推進するとどのような効果が得られるのかという事、景観計画の目的を記載いたしました。また、第2章にありました現況資料の大部分を参考資料といたしました。

一番大きく変わったのは第4章です。町の実情に合わせたもので、事務量も膨大になりすぎない、行政が対応しきれない範囲、という事をポイントとして作成いたしました。対象となる大規模行為ですが建築物については高さが10mを超えるもの、延べ面積が1,000㎡を超えるもの、計画戸数が20戸以上のもので(一つの系列法人等を含む事業者が一団地を形成すると認められる区域で分割して建築行為をし、その合計戸数が20戸以上となる場合を含む)が範囲となります。工作物については地上からの高さが10mを超えるもの、設置に要する敷地の面積が1,000㎡を超えるもの、太陽光発電モジュールで投影面積が1,000㎡を超えるものが範囲となります。開発行為については500㎡以上のものが範囲となります。その他、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為についても、500㎡を超えるものとしました。また、屋外広告物についても記載いたしました。愛知県屋外広告物条例に基づき申請が必要とする行為については、景観の関係でも届出をするようにとしました。また、ルールに従わない場合に変更命令を行うことのできる特定届出行為についても定めています。具体的には建築物または工作物の建築物新築、増築、改築若しくは移転、あるいは外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更です。ただし、法律ができる前にあったものについては対象となりません。

次に、東浦町をいくつかのゾーンに別け行うべき努力目標となる景観形成基準を定めました。これまで検討を重ねる中で挙げた「屋敷」と「郷中」の景観、新しいまちなみの景観、ぶどう畑のある田園景観・「根」と「狭間」の景観・岸辺の景観の三つのゾーンに別け、それぞれの特徴にあった基準を定めました。

委員長： ありがとうございます。ご意見等ありますでしょうか。

委員： 4章の届出について具体的な話になるが、違反した場合に罰則を設けることはできるのですか。

事務局： 届出をしない場合に罰則を設けることができます。

委員長： 届出以前の事前協議に始まる一連の手続きの流れはフロー図に示してあります。建築設計が進んだ段階での是正は施主としても難しいので、事前協議で十分に周知することが重要と考えます。アドバイザー制度の活用という方法も

あります。命令、勧告を無視する、ということであれば難しい面もあります。

委員： 景観形成基準に反する行為があった場合、市としては厳格な対処は考えていますか。

事務局： 景観ガイドラインでお願い、指導をすることになるが、それ以上踏み込むことは現実にはなかなか難しいのではないかと考えます。

事務局： そうすると景観まちづくりを何故行うのか、町民や事業者に対して理解を深めてもらうことが非常に重要で、そうでないと景観計画を策定した意味がなくなってしまう。ぜひ今後のPRの努力をお願いしたいです。また、景観として建造物など人工的に作るものだけでなく、自然そのもの、あるいはゴミ等の環境面の問題も力を入れていく必要があると思います。

事務局： 当然住民との合意形成等の努力は必要と考えます。

委員長： 景観法の枠組みの外ではあるが、アクションプラン04として、町民ひとりひとりがまずゴミを捨てることから始めよう、という記述をしています。こういったことは非常に重要なことだと思います。

委員： 法令をみると、命令への違反には罰則があります。ただし、やはり計画の意義を周知することのほうがより重要だというのは同感です。

委員長： 事前協議の段階でいかにやりとりができるかが非常に重要だと思いますね。

委員： 地元の建築業者であれば、地域の文脈を理解して共有できる部分はあると思われるので、メッセージを送ることが有効と思うが、外部資本の場合、地元の文脈を無視するケースが往々にしてあると思われます。

委員長： これから大きな企業も社会に対する責任を意識していくべきで、東浦で景観を壊している、ということになれば企業の評価に関わる。逆に、いい景観づくりをすれば評価が高まる。本来はそうなればいいのだが。

委員： よい事例を表彰することが重要だと思います。ロードマップのなかで「03」の表彰、助成に関する行動が抜けているので、記載してください。

委員： 開発行為に対して景観法で規制を、という話の発端は、コンビニの建設の

問題だった。「自然を守る会」としては容認できない、という話をしてきたが着工されてしまい、せっかく育ててきた花壇が今では荒れてしまっている、と地域住民もがっかりしている。こういったことが景観問題の縮図と思われる。花壇については、近々事業者に管理をしっかりとってもらうよう申し入れをする予定です。

委員長： 景観法には景観地区の指定という方法があり、指定すると全ての建築行為について届出をしてもらうこととなる。今後、重点区域を決めるにあたって景観地区に指定することも1つの方法として住民の皆さんと一緒に考えていけばいいと思う。

委員： 計画書をざっとみると、文字に比べて図版や写真が少ない印象があります。できるだけ図版や写真で説明できるといい。写真とそのキャプションだけでも概略が理解できるぐらいが理想的だと思います。

委員： のこぎり屋根の工場が「屋敷」と「郷中」、「新しいまち並み」の両方に入っているが問題ないのか。

事務局： 立地する場所としてはいろいろなところに見られるので、両方のゾーンで同じ記述をしています。あくまで点的なものなので、ゾーンを形成するような性格のものではありません。

委員： 第1章の景観、風景、風土の説明文について、「さらに歴史と言える程に根付くと“風土、となる」という記述があるが、「さらに歴史や文化と言える程に根付くと“風土、となる」にするべきだと思います。

委員： かなり柔らかい表現になっていてよくなっていると思います。“自前の資源、を“もともと持っている資源、に言い換えたが、一部変換しきれていないところがある。統一をするべきだと思います。また、前のページで於大の方が家康の母であることは説明しているので“家康の母、於大の方の“家康の母、はいらないのではないかと思います。

委員： “人目を奪う広告看板、とあるが広告看板は人目を奪うのが目的なので“過度に人目を奪う広告看板、とするべき。

委員： 目的のところ为重点区域については、今後、候補地区の中から地域住民が参加しながら決めていくと記載してある。検討委員会では候補地区を挙げて

いるが、必ずしもこの4地区に限定するものではなく、新しい地区が出てきてもいいと思うので、その様な文章にしてほしい。

委員： 景観計画で定める事項の図の中に「部」が出てくるが、この図の中だけしか「部」が出てこないなので、全体を通して「部」として整理した方がいいと思う。

委員： 第2章の枠組みの中に産業遺産が出てきておらず、よく考えてみると、弘法道や於大の方の時代からの歴史的な景観と、現代の景観の間に、もうひとつ、近代産業遺産の様な時代のレイヤーがあるように思う。今までの議論でそこがあまり詰められていなかったような気がします。

委員： 紡績産業ののこぎり屋根など、産業遺産の景観の扱いをどうするか整理が必要と思う。ゾーンを形成するものではなく、「点景」として位置づけたらどうか。身近な点的なものだが重要な要素なので、地域の住民にとって「記憶を呼び起こす引き金」といってもいいだろう。その位置づけはやはり何らかの形で必要と思います。

委員長： いまの整理では、「場」の景観と、「広がり」をもった景観、つまりゾーン別の景観のくくりと眺望景観の2つだが、そこに「点景」の要素を追加してはどうでしょうか。枠組みにそれを追加するという事。そうなると、2-6や、3-3の方針にも、「点景」についての追加記述があるべきであろうと思います。

委員： さきほどの屋外広告物について。4-1の基本的考え方で、「屋外広告物」は、景観法上は「大規模行為」とは別項になるので、考え方の箇条書きとしては、屋外広告物は別書きとすべきではありませんか。また、県の手引きで屋外広告物は届出対象行為としない、としている真意は、屋外広告物条例と景観条例の役割分担を重複させないため、という意味合いがあります。

委員： ただし、景観法上は「行為の制限」のなかに屋外広告物があるので、景観法でコントロールする、ということもあり得ることだろうと思います。他市町の景観計画のなかでも、屋外広告物が届出対象行為となっているケースもあり、確かに両論あるのかもしれませんが。

委員： 「行為の制限に関する事項」に屋外広告物を加えるかは各論あるかと思われるが、計画書としてはむしろ「方針」として屋外広告物の事項を書き込ん

でおくことが重要と思われます。景観法上、必須で定めるべき事項と、必要に応じて定める事項があり、公共施設とともに、屋外広告物は必要に応じて定める事項のひとつなので、しかるべき位置に章として設けるのが望ましい。

委員： 必要に応じて定めるべき事項としては、このほか「景観農業振興地域」があつて、ぶどう畑の景観を考えたとき、活用できる可能性があるように思われます。

委員長： 景観計画策定以降に重点地域でアクションを起こしていくなかで、そういった議論を具体化していけるのではないか。必要に応じて計画を改定していけばよいのかなと思ひます。では、次にガイドラインについての説明に移ります。

コンサル： ガイドラインについて説明いたします。ガイドラインですが、何故計画を作るのかということと、景観形成などのルールをわかりやすく説明することを目的に作成します。また、行政の窓口対応時の判断基準となるようにすることも大きな役割の一つです。ガイドラインの構成案と、他市町の事例をいくつか持ってきました。本日は議論する時間があまりありませんので、次回議論いただくこととしますが、一度目を通しておいてください。

委員長： 以上で、検討委員会を閉会とさせていただきます。